名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域E灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯　三五―三七―五二
東経　一四〇―〇一―一三
廃止年月日　平成二十五年十二月二十四日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域F灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―四八
東経　一四〇―〇一―一八
廃止年月日　平成二十五年十二月二十四日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域G灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯　三五―三七―四四
東経　一四〇―〇一―二三
廃止年月日　平成二十五年十二月二十五日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域H灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―四〇
東経　一四〇―〇一―一八
廃止年月日　平成二十五年十二月二十五日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域I灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）
北緯　三五―三七―三六
東経　一四〇―〇一―一三
廃止年月日　平成二十五年十二月二十四日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域J灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北緯　三五―三七―三二
東経　一四〇―〇一―〇八
廃止年月日　平成二十五年十二月二十五日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域K灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―三六
東経　一四〇―〇一―〇三
廃止年月日　平成二十五年十二月二十四日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域L灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―四〇
東経　一四〇―〇〇―五八
廃止年月日　平成二十五年十二月二十四日

名称　和歌山サンブリッジ橋梁灯（L一灯）
位置
所在地　和歌山県和歌山下津港（海南北防波堤灯台の北方約一・四キロメートル）
北緯　三四―〇九―三五
東経　一三五―一〇―五三
廃止年月日　平成二十五年十二月二十五日

名称　和歌山サンブリッジ橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　和歌山サンブリッジ橋梁灯（L一灯）の西南西方約二八メートル
北緯　三四―〇九―三四
東経　一三五―一〇―五二
廃止年月日　平成二十五年十二月二十五日

名称　和歌山サンブリッジ橋梁灯（L二灯）
位置
所在地　和歌山サンブリッジ橋梁灯（L二灯）の西南西方約二八メートル
北緯　三四―〇九―三四
東経　一三五―一〇―五三
廃止年月日　平成二十五年十二月二十五日

名称　和歌山サンブリッジ橋梁灯（R二灯）
位置
所在地　和歌山県和歌山下津港（海南北防波堤灯台の北方約一・四キロメートル）
北緯　三四―〇九―三四
東経　一三五―一〇―五三
廃止年月日　平成二十五年十二月二十五日

名称　和歌山サンブリッジ橋梁灯（L二灯）
位置
所在地　和歌山サンブリッジ橋梁灯（L一灯）の東北東方約九六メートル
北緯　三四―〇九―三六
東経　一三五―一〇―五六
廃止年月日　平成二十五年十二月二十五日

名称　和歌山サンブリッジ橋梁灯（P二灯）
位置
所在地　和歌山サンブリッジ橋梁灯（L二灯）の東北東方約七八メートル
北緯　三四―〇九―三六
東経　一三五―一〇―五六
廃止年月日　平成二十五年十二月二十五日

名称　和歌山サンブリッジ橋梁灯（L一灯）
位置
所在地　和歌山サンブリッジ橋梁灯（L一灯）の西南西方約二八メートル
北緯　三四―〇九―三五
東経　一三五―一〇―五三
廃止年月日　平成二十五年十二月二十五日

名称　和歌山サンブリッジ橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　和歌山サンブリッジ橋梁灯（L一灯）の西南西方約二八メートル
北緯　三四―〇九―三五
東経　一三五―一〇―五二
廃止年月日　平成二十五年十二月二十五日

○海上保安庁告示第三十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年三月五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　八戸港白銀北防波堤灯台
位置
所在地　青森県八戸港第一区（白銀北防波堤外端）
北緯　四〇―三二―二二
東経　一四一―三二―五三
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十五年十二月二十七日
記事　一時名称等変更中のところ光度等変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第三十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年三月五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三四度三一分四〇秒東経一三七度二〇分、北緯三四度二三分三〇秒東経一三七度二〇分、北緯三四度一六分三〇秒東経一三七度〇五分、北緯三四度二四分三〇秒東経一三七度〇五分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十六年三月十二日から平成二十六年三月十七日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム測深機による地形調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　四管区水路通報第十号（平成二十六年三月五日発行）